

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	LINEヤフー株式会社		コード	4689
提出日	2026/6/4	異動(予定)日	2026/6/19	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため			
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	玉塚 元一	社外取締役	○													○			新任	有
2	臼見 好生	社外取締役	○													△				有
3	高橋 祐子	社外取締役	○													△				有
4	清水 亜希	社外取締役	○															○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	当社は、玉塚元一氏が代表取締役社長CEOを務める㈱ロッテホールディングスに対して広告事業等に関する売上がありますが、その額は当社の売上高の1%未満と僅少です。 当社は、同氏が2026年4月まで副代表幹事を務めていた公益社団法人経済同友会に対して会費等の支払いがありますが、その額は同会の年間事業活動収入の1%未満と僅少です。 当社は、同氏が2017年5月まで代表取締役を務めていた㈱ローソンに対して広告事業等に関する売上があります。また、同社に対して販売促進活動等に関する支払いがありますが、その額は当社の売上高および同社の売上高それぞれに対して1%未満と僅少です。	玉塚元一氏は、複数の事業会社において代表取締役社長としての豊富な経営経験を有しており、現在は国内外で多角的に事業を展開する企業グループの経営を担うなど、グループ企業経営およびグローバル展開に関する高い見識を有しています。これらの経験と見識を踏まえ、当社グループの中長期的な企業価値向上に資する有益な助言・提言を行っていただくため、当社の社外取締役として選任しています。 また、当社における独立性基準を充足しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため独立役員に指定しています。
2	当社は、臼見好生氏が2020年6月まで取締役を務めていた㈱野村総合研究所に対してコンサルティング等に関する支払いがありますが、その額は同社の売上高の1%未満と僅少です。	臼見好生氏は、コーポレート部門における長年の業務執行経験および実績を有しているとともに、企業経営およびコーポレートガバナンスに関する豊富な知識・実績やITビジネスへの高い見識等を有しています。2019年6月に当社社外取締役(独立役員)監査等委員に就任以来、現在は監査等委員会の委員長および指名報酬委員会の委員長として、的確なアドバイスをいただいています。今後より一層のガバナンス体制の充実を図っていくために適任であると判断し、引き続き、当社の監査等委員である社外取締役として選任しています。 また、当社における独立性基準を充足しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため独立役員に指定しています。
3	高橋祐子氏は2023年3月まで㈱電通グループの取締役を務めておりました。なお、当社と㈱電通グループとの間に特別の関係はありません。	高橋祐子氏は、公認会計士として長年の業務執行経験および実績を有し、企業において経理部門の責任者を務めるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。また、複数企業での社外取締役・社外監査役として経営の監督を行ってきた実績があるほか、2024年6月に当社社外取締役(独立役員)監査等委員に就任以来、これらの知見と経験に基づく専門的・多角的な見地から財務・会計を含む経営全般に対する有益な助言・提言を行っていただいています。よって、引き続き、当社の監査等委員である社外取締役として選任しています。 また、当社における独立性基準を充足しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため独立役員に指定しています。
4	該当事項はありません。	清水亜希氏は、裁判官および訟務検事として培われた高度な法的知見を有するとともに、弁護士として企業法務全般における実務経験を有しています。また、複数の上場企業において社外取締役(監査等委員)を務めており、独立した立場から取締役会等における監督・監査に資する助言・提言を行ってきました。これらの知見と経験に基づく専門的な見地から、当社の取締役会および監査等委員会における経営監督機能の強化ならびに経営全般への有益な助言・提言を行っていただくため、当社の監査等委員である社外取締役として選任しています。 また、当社における独立性基準を充足しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため独立役員に指定しています。

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。